

「1日農業アルバイトアプリ」利用に係る賃金の税務処理

令和5年11月 北海道農政部農業経営課

＜農業者（雇用主）の手続き＞

○日雇いで日額9,299円までは所得税の源泉徴収不要（継続して2か月を超えないこと、日払いであること）

○税務申告のため、賃金（現金）と引き換えに受領書を受け取って保管

※雇用日数が多い方については、社会保険の加入や給与支払報告書等の作成が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

（作成例）

受領書

2023年10月10日

北海道農場 北海 太郎 様

2023年10月10日に貴農場で勤務した賃金9,200円を受領しました。

署名は直筆で!

〇〇町□□312-5 北国 次郎

（参考）

＜労働者の手続き＞

○本業のある方（給与所得者で勤務先で年末調整された方）

- ・年末調整されなかった給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得及び退職所得以外）の合計額が20万円以下の場合は所得税の申告は不要
- ・年間所得金額に関係なく 住民税の申告は必要

○日雇い賃金のみの方

- ・年間の合計所得金額が48万円以下の場合は所得税の申告は不要
- ・年間所得金額に関係なく 住民税の申告は必要

○上記以外の方

最寄りの税務署と市町村にお問い合わせください。